



平成 29 年 4 月 6 日

各 位

会 社 名 株式会社サンエー  
代 表 者 名 代表取締役社長 上地 哲誠  
(コード：2659、東証第一部)  
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 今 中 泰 洋  
(TEL. 098-898-2230)

### 監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 4 月 6 日開催の取締役会において、平成 29 年 5 月 25 日開催予定の第 47 期定時株主総会での承認を条件として、監査等委員会設置会社へ移行する方針を決定し、これに伴い同定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

#### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行の目的

平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、監査等委員会設置会社の制度が創設されました。当社におきましては、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るとともに、経営の意思決定の迅速化を目的として、監査等委員会設置会社へ移行するものであります。

##### (2) 移行の時期

平成 29 年 5 月 25 日開催予定の第 47 期定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定であります。

#### 2. 定款の一部変更

##### (1) 変更の理由

①監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

②併せて監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる旨の規定として第 27 条(業務執行の決定の取締役への委任)を新設するものであります。

③上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更ならびにその他所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	平成 29 年 5 月 25 日（木）
定款変更の効力発生日（予定）	平成 29 年 5 月 25 日（木）

以上

(別紙) 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第18条(条文省略)</p> <p>第19条(取締役の員数) 当社の取締役は、<u>13</u>名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>第20条(取締役の選任) 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2(条文省略) 3(条文省略)</p> <p>第21条(取締役の任期) 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p><u>2</u> 補欠または増員として選任された<u>取締役</u>の任期は、<u>他の在任取締役</u>の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>第22条(代表取締役および役付取締役) 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2(条文省略)</p>	<p>第1条～第18条(現行どおり)</p> <p>第19条(取締役の員数) 当社の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> は、<u>11</u>名以内とする。</p> <p><u>2</u> 当社の<u>監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)</u> は、<u>4</u>名以内とする。</p> <p>第20条(取締役の選任) 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2(現行どおり) 3(現行どおり)</p> <p>第21条(取締役の任期) 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2</u> <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3</u> <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4</u> <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>第22条(代表取締役および役付取締役) 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2(現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、<u>また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>4 (条文省略)</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>第24条 (取締役会の招集通知)  取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>第26条 (取締役会の決議の省略)  当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第27条 (取締役会の議事録)  取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>3 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員を除く。)の中から取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>第24条 (取締役会の招集通知)  取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>第26条 (取締役会の決議の省略)  当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第27条 (業務執行の決定の取締役への委任)  当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第28条 (取締役会の議事録)  取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 28 条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 29 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 30 条 (監査役および監査役会の設置) 当社は、監査役および監査役会を置く。</p> <p>第 31 条 (監査役の員数) 当社の監査役は、4 名以内とする。</p> <p>第 32 条 (監査役の選任) 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>第 33 条 (監査役の任期) 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第 34 条 (常勤監査役) 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	<p>第 29 条 (取締役会規程) 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>第 30 条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</p> <p>第 31 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査等委員会</p> <p>第 32 条 (監査等委員会の設置) 当社は、監査等委員会を置く。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>第 33 条 (常勤監査等委員) 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 35 条 (監査役会の招集通知)  <u>監査役会</u>の招集通知は、各<u>監査役</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第 36 条 (監査役会の決議の方法)  <u>監査役会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役</u>の過半数をもって行う。</p> <p>第 37 条 (監査役会の議事録)  <u>監査役会</u>における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した<u>監査役</u>がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 38 条 (監査役の報酬等)  <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 39 条 (監査役の責任免除)  <u>当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第 40 条～第 42 条 (条文省略)</p> <p>第 43 条 (会計監査人の報酬等)  <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>	<p>第 34 条 (監査等委員会)の招集通知)  <u>監査等委員会</u>の招集通知は、各<u>監査等委員</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第 35 条 (監査等委員会の決議の方法)  <u>監査等委員会</u>の決議は、<u>監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>第 36 条 (監査等委員会の議事録)  <u>監査等委員会</u>における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した<u>監査等委員</u>がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第 37 条 (監査等委員会規程)  <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第 38 条～第 40 条 (現行どおり)</p> <p>第 41 条 (会計監査人の報酬等)  <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 44 条～第 47 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 42 条～第 45 条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第 47 期定時株主総会終結前の監査役 (監査役であった者を含む。) の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 39 条の定めるところによる。</u></p>